

困りごとなんでも無料相談会

調停とは民事・家事の紛争を裁判所で話し合い、円満に解決するための手続きです。その話し合いの仲介にあたるのが裁判官及び調停委員で構成する調停委員会です。話し合いで合意された内容は判決と同様の効力があり、多くの人たちが手軽に利用している長い歴史をもつ制度です。

相談会では、調停委員が困りごとを一緒に考え、解決への道すじや手続きについてご案内いたします。

※秘密厳守、事前予約不要

日時 9月10日(日) 10:00～15:00

場所 水戸市福祉ボランティア会館
(水戸市赤塚1-1 ミオス2階)
☎309-1001

相談担当者 民事・家事調停委員(弁護士、税理士、土地家屋調査士等を含む)

主催/問合せ 水戸調停協会 ☎070-1570-5931

仕事の体験をしてみませんか？

グッジョブセンターみとでは、年齢に関係なく働くことに不安を感じている方や引きこもりがちな方などを対象に、就労に向けた相談支援をしています。

相談の内容は厳守しますので、安心してご利用ください。

相談日 毎週水曜日(要予約)

利用料 無料

場所 トモスみとビル4階C-1(水戸市大工町1-2-3)

問合せ 認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ
グッジョブセンターみと ☎291-8990
<http://www.npocommons.org>

「平成29年度 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習」 の実施について

期 日 9月26日(火) 9:00～17:00

9月27日(水) 9:00～16:00

会場 茨城県 JA 会館 2階(水戸市梅香1-5-5)

申込期間 9月4日(月)～9月8日(金) 9:30～16:00

定員 60名(定員になり次第、締切)

受講料 11,880円 ※テキスト代別

問合せ (一社)日本ボイラ協会茨城支部 ☎225-6185

「いばらき営農塾(いばらき農業アカデミー講座)」 受講生募集

就農を目指し、農業技術を身につけたい方を対象に、講義と実習を通して農業の基礎を学んでいただく研修を開催します。

期 間 野菜入門Bコース:10月11日～2月24日

水曜日 18:30～21:00(～11月)、

18:00～20:30(12月～)

土曜日 9:30～15:30

※土曜日の午後は実習、他の時間は講義(座学)

場 所 県立農業大学校(茨城町長岡4070-186)

対 象 概ね65歳までの方で、本県において新たに農業を始めようとする方や始めて間もない方、農産物を販売し収入を得ようとする方

募集人数 40人(受講者は、書類審査を行い決定します)

料 金 15,000円 ※テキスト代などが別途必要

申込方法 水戸地域農業改良普及センターへお申し込みください。

申込書は、農業大学校ホームページからダウンロードすることができます。

申込締切 9月8日(金)

問 合 せ 茨城県農業大学校研修科 ☎292-0419

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/nodai/>

平成29年度茨城県八士会無料相談会

日 時 9月3日(日) 9:30～15:00(受付14:30まで)

場 所 茨城県産業会館 大会議室
(水戸市桜川2-2-35) ☎227-7121

参加団体

茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城県行政書士会、
関東信越税理士会茨城県支部連合会、日本公認会計士
協会東京会茨城県会、茨城県社会保険労務士会、茨城
土地家屋調査士会、茨城県不動産鑑定士協会

申込方法 当日会場にてお申し込みください。

問 合 せ (一社)茨城県不動産鑑定士協会 ☎246-1222

※※知っていますか？建退共制度※※

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主:建設業を営む方

対象となる労働者:建設業の現場で働く方

掛金:日額310円

特徴

◎国の制度なので安全、确实、申し込み手続は簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

『建退共制度の特例措置のお知らせ』
建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

☆建退共から事業主の皆さんへお願い

・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。

・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください！

建退共 検索

※詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問合せください。

問 合 せ 建退共茨城支部 ☎225-0095